

# 評議員・役員等報酬等規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あづま会定款第8条第1項・第22条第1項及び第30条第7項に定める評議員及び役員・顧問・参与（以下「役員等」という。）に対する報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (報酬等の種類)

第3条 評議員・役員等には次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の評議員・役員 — 報酬及び退職金
  - (2) 常勤の顧問・参与 — 報酬
  - (3) 非常勤の評議員・役員等 — 評議員会・理事会等への出席手当
- 2 常勤の評議員・役員等の報酬は、年俸制とし、評議員会において定めた額とする（付表1）。
- 3 非常勤の評議員・役員等の手当については、付表2のとおりとする。
- 4 退職金は常勤の評議員・役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した時に支給する。

## (諸手当)

第4条 諸手当は、時間外手当を除き所要額を支給する。

## (退職金の算定基準)

第5条 退職金は、各年の報酬月額を一年毎に合算しその合計額を支給する。

- (1) 算定期間は就任の時から退任までとし1年に満たない端数は月割りとし、1ヶ月に満たない端数日がある場合は1ヶ月に切り上げる。
- (2) 上記の算定において1万円未満の金額が生じた場合は1万円に切り上げる。

## (支給日及び支払方法)

第6条 決定した年俸総額を月額給と賞与に配分して支給する。支払日等については、「職員給与規程」の扱いを準用する。年俸額の改正は、通年の評価の結果ならびに昇降格等に基づき、原則として年1回4月1日付けで実施する。

- 2 退職金の支払日は、退任後2ヶ月以内とする。

## (その他)

第7条 非常勤の評議員及び役員等が退任したときは、記念品を支給する（付表3）。

- 2 常勤・非常勤を問わず、評議員及び役員等で、在任中の功績が特に顕著と認められる場合は、理事会及び評議員会の決議により功労金を支給することができる。なお、金額等については評議員会において定めるものとする。

(疑義)

第8条 この規程に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、評議員会において決定する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2年8月1日から適用する。

(付表1)

理 事 長	10,000千円以内
常務理事	8,000千円以内
理 事	5,000千円以内
評 議 員	3,000千円以内
顧問・参与	2,000千円以内

(付表2)

(日額)

非常勤の評議員・役員等	5,000円
-------------	--------

(付表3)

	(在任期間10年未満)
理 事	50,000円相当
監 事	50,000円相当
評 議 員	50,000円相当
顧問・参与	30,000円相当
	(在任期間10年以上)
理 事	150,000円相当
監 事	100,000円相当
評 議 員	100,000円相当
顧問・参与	60,000円相当